一般に認められた会計原則と 会社法の計算規定

加 藤 盛 弘

目 次

はじめに

- I 伝統的配当規定と一般に認められた会計原則
 - 1 会社法における伝統的配当規定
 - 2 会社法の計算規定における GAAP の位置
- Ⅱ 新しい配当規定と一般に認められた会計原則
 - 1 カリフォルニア会社法の新配当規定と GAAP
 - 2 模範事業会社法の新配当規定と GAAP おわりに

はじめに

会計原則がどのように設定され、その会計原則が法の会計規定とどのようにかかわるかは、それぞれの国によって異る。それは会計原則が測定のためのたんなる技術的手続ではなく、税とか配当とか料金といった経済現象に対して、社会的合意を得るための制度であることの表われであると考えられる。

アメリカにおいては、会計原則は伝統的に会計プロフェッション、とりわけ職業会計人集団の手によって「一般に認められた会計原則」(GAAP)として形成されてきた。すなわち、私的機関によって、会計プロフェッションの専門性の権威の名のもとに設定され、一般目的の会計原則として会計実務のなかで機能してきた。そのあり方は今日の GAAP 設定機関であ

る財務会計基準審議会(FASB)にも引き継がれている。GAAP は会計プロフェッションの会計処理方法にかんするプロナウンスメントとして形成されてきた。それはもとより法ではない。あくまでも一般目的のための会計の基準である。

法は課税所得の算定とか、配当利益の算定とか、公共料金の算定といった、それぞれの法目的に合致する会計規定を設定する権限を有するし、また設定する。だがアメリカの法会計のあり方はわが国とは異なり、法のなかに詳細な会計規定をおくことを排し、会計の専門性を尊重して、一般目的会計の基準である GAAP を最大限受け入れようとするものである。その典型が会社法の会計である。Zeffが、会社法は会計規定についてはサイレントである、と述べているように、アメリカの各州の会社法は配当可能財源についての規定は定めているが、それにかかわる会計規定については明文化していない。そして、GAAP が会社法の会計規定のなかに実質上の位置をしめる関係にある。会計プロフェッションの設定する GAAPが、その会計の専門性を基礎にして法のなかに位置をしめるというプロフェッショナル会計の専門性を基礎にして法のなかに位置をしめるというプロフェッショナル会計の典型である。

本稿は会社法の配当規定のなかでの GAAP の位置を分析する(会社法の配当規定の内容と変化そのものが考察の対象ではない)ことによって、「一般に認められた会計原則」のアメリカ会計制度上の意義を考察せんとするものである。

I 伝統的配当規定と一般に認められた会計原則

アメリカの州会社法における制定法上の会計規定はきわめて限られてお

¹ Stephen A. Zeff, Forging Accounting Principles in Five Countries: A History and an Analysis of Trends, Stipes Publishing Company, 1972, p. 130.

り、一般的には、会計帳簿の作成、株主への報告書の作成と送付の義務お よび配当規定にとどまっている。資産をどのように評価し,利益をどのよ うに計算するかといった実質的な会計規定はない。配当可能金額の算定と かかわって、当然、会計が問題になるが、どのようにかかわるかは法規定 上は不明である。したがって、配当に関する訴訟がなされた場合、制定法 の規定の上からはどのような判決がなされうるかはわからない。それはコ モン・ローの立場から判例の積重ねを通じて形成される会社法上の会計ル ールによることになる。その場合、判決の基礎にあるものは、明示的では ないとしても、GAAP および会計慣行である。その GAAP および会計 慣行の会社法における位置が、はじめて明文をもって規定されたのが1977 年改正のカリフォルニア会社法の規定(第114条)であり、ほぼそれに準 じたのが1980年改正の模範事業会社法の規定(第6・40条(d)項)である。 したがって、1977年カリフォルニア会社法の GAAP 規定は、会社法上の GAAP の位置を考察するらえからみて、重要な変化である。また、77年 改正のカリフォルニア会社法は配当規定の面からも(模範事業会社法もそ れに準じて) きわめて大きく変化した。そこで、カリフォルニア会社法の 改正を境にして,その前後に分け,まずはじめに,伝統的な会社法の配当 規定とそのもとでの GAAP の位置について考察しよう。

1 会社法における伝統的配当規定

アメリカ各州の会社法の伝統的な配当規定は、つぎの四つのタイプのいずれか一つ、またはそのいくつかの組合せからなっていた、という。

William P. Hackney, Accounting Principles in Corporation Law, Law and Contemporary Problems, The Duke University School of Law, Autumn 1965, pp. 822-823.

森川八洲男「制度会計の基礎(7)」『会計』第126号第6号 (1984年12月), 88ページ。

³ 例えば, Henry W. Ballantine and Geonge S. Hills, Corporate Capital and Restrictions Upon Dividends Under Modern Corporation Laws, *California* /

26 (26) 同志社商学 第44卷 第1号 (1992年6月)

- (1) 剰余金テスト (資本減損禁止テスト)
- (2) 利益剰余金テスト
 - (3) 期間利益テスト (純利益テスト)
 - (4) 支払不能禁止テスト

これらの配当規定の内容はすでによく知られていることであるが、後の 考察との関係で簡単にふれると、まず、(1)の剰余金テストは貸借対照表上 の剰余金、すなわち、法定資本金を超過する純資産(剰余金)を限度とし て配当を認めるものである。したがって、純資産が法定資本金を下まわる (資本減損の) 場合には配当できない。

- (2)の利益剰余金テストは、未分配の利益剰余金からのみ配当を認めるものである。したがって、(1)の剰余金テストよりも制限的である。
- (3)の期間利益テストとは損益計算書上の当期または前期の純利益からの配当を認めるものである。このテストのもとでは、たとえ資本減損があっても、当期または前期に純利益があれば、それからの配当が可能である。このようなゆるやかな制限の配当が、一般に、"nimble dividends"と言われる。

(4)の支払不能禁止テストは、一般的に支払不能な場合には配当してはならない、とするものである。この支払不能には2つの意味があり、いずれの意味で用いられているか明らかでない場合もある。第一は、負債総額が資産総額を超過する状態、という破産法上の意味であり、第二は、債務の支払期日に弁済しえなくなるという衡平法上の支払不能(equity insolvency)である。前者は静的な意味であり、後者は動的な意味であるので将来の予測をともなう。

Law Review, Vol 23 No. 3 (March 1935), p. 239. 伊藤邦雄「アメリカ株式会社会計制度の史的構造(-)」一ツ橋大学研究年報『商学研究』23号 (1982年) 60-63ページ。森川八洲男、前掲稿、84ページ。

このように、各州の配当規定には、(2)のように配当の源泉を利益剰余金にのみ限定する厳格なタイプから、(3)の nimble dividends を認める規制のゆるいものまである。Zeff は1961年の時点で各州の配当規制の内容を調査して、つぎのようにまとめている。

- ① 配当規制のゆるやかな州 (nimble dividends を認める州): デラウェアをはじめとして11州。
- ② 配当規制の厳格な州(未処分・未拘束の利益剰余金に限定する州): オ ハイオをはじめ9州プラス模範事業会社法使用州10州の合計19州。
- ③ 残り22州のうち11州は配当財源として剰余金を明記し、9州は当期 純利益テストの使用可能性を示唆する"剰余金または純利益"とい う表現をとり、2州はいずれにも属さない。

このような各州の配当規定のうち、さきの類型の(1)と(4)は貸借対照表に、(2)と(3)は損益計算書にもとづいて、剰余金、期間利益、利益剰余金、純利益、総資産、総負債等の金額を算出するわけであるから、それらの用語の意味が会計上使用する用語の意味と同じかどうか、あるいは、それらの算出にともなう規定はどうかが問題になり、必然的に会計規定とりわけ資産評価規定が問題になる。

ところが、1930年代の中頃までは、用いている会計用語を定義している会社法はきわめてまれであったし、その後も、会社法、裁判所の判決、法律論文についての調査からは、会計のキー・ワードについての裁判所の定見はない、といわれる。いわんや、会計規定の内容を明文化したものはない。例えば、代表的な会社法の一つである1988年デラウェア会社法には第154条に、資本金や剰余金、純資産の定義が、1989年ニューヨーク事業会社法には第506条と第517条に表示資本金と剰余金の規定が、1965年の模

⁴ Stephen A. Zeff, Legal Dividends Sources-A National Survey and Critique, The New York Certified Public Accountant, November 1961, pp. 745-746.

⁵ Ibid., p. 749.

28 (28) 同志社商学 第44卷 第1号 (1992年6月)

範事業会社法の第2条には法定資本金,剰余金,利益剰余金等の定義はある(あった)が,実質的な計算規定はない。

つまり、会社法は典型的には「正確で完全な」会計帳簿の記録と、財務 諸表の作成・報告を義務づけるが、その「財務諸表の作成に用いる会計基 準については通常、関与していない」のである。それでは明文化されてい ない会社法の会計規定は、どのように解釈されるのであろうか。

2 会社法の計算規定における GAAP の位置

そこで、法のなかの会計について検討している二つの研究にそって、この問題について考察してみよう。

(1) George S. Hills の見解

Hills は、まず会計問題についての法の立場は法文の文脈からはほとんど判断できないし、裁判所は立法あるいは契約問題とのかかわりを離れて、会計原則を考えることはほとんどなかった、という。また、このようにもいっている。「法廷は何が正しい会計原則か、あるいは何が一般に認められた会計原則かを決定するための討論の場ではない。法は当面する問題に関係するときには会計原則について考えなければならない。しかし、会計原則それ自体は会計プロフェッションによって設定される。」と。つまり、当面する特定の問題、とりわけ契約問題に関連するかぎりでのみ、会計原則が問題にされる、ということであろう。

したがって、例えば、「今日まで用いられてきた会計原則にしたがって」財務諸表を作成すべしという契約においては、用いられる実務が原則の地位にまでいたっていないとしても、それが過去の実務に従ってさえい

⁶ Hackney, op. cit., p. 798.

⁷ George S. Hills, The Law of Accounting and Financial Statements, 1957, Reprint by Garland Publishing, Inc., p. 4.

⁸ Ibid., p. 9.

れば、契約は十分に果たされたことになる。特定の目的をもつ会計と区別 される「健全な会計実務」というものは、「ある契約の当事者が、一般に 認められた会計原則を適用するという含みでしあるものの妥当な金額を決 定する仕事を公認会計士に委任した場合に、裁判所によって適用される、 という。したがって、使用する用語に会計的意味をもたせる意図が明らか な場合には、裁判所は契約上の用語の解釈において、会計原則に効力を与 えるが、その意図についての証拠がない場合には、たとえそれが基本的な 会計用語であっても効力は与えられない。例えば、減価償却準備金 (provision for depreciation) は、当事者間で、それを計上する意思の証拠が ない場合には、計上されないことになろう。しかし、また一方で、「契約 上,詳細な定義なしに,『帳簿価額』("book value")のような専門用語 が用いられる場合には、認められた会計原則(accepted accounting principles)は完全に無視されるべきではない」とも述べている。つまり、 契約上明示されているか否かだけではかたづけられない会計の専門性への 配慮もある、ということであろう。したがって、このような叙述もなされ ている。

法会計としての「統一勘定組織」(uniform systems of accounts)については、GAAP への準拠は拒否され、法令や管理規定に従がわなければならないが、しかし、法令などで規制される会計(regulatory accounting)においても、GAAPに従っていればよしとする場合がしばしばあり、裁判所が自己の立場を強化するために、会計士の書きものを引用したりする場合もある。また税務訴訟においては、税目的の利益と GAAP 上の利益とが同じでないことを認めながらも、税務会計上の問題に判決を下すのに、裁判所が良き会計に一致するがゆえに承認する、とする場合もしばし

⁹ *Ibid.*, pp. 9-10.

¹⁰ Ibid., p. 11.

ばある。たとえば、賃借対照表や連結財務諸表についての会計論文は法廷でしばしば引用されてきたともいう。

つまり、法は一面では会計原則を認め、それに依拠するが、一面では明白な事実を示さない会計特有の数値を拒否する、ということである。「多くの場合において、法と会計はその固有の機能を、それぞれ一般的に理解して守ることによって、協力的に機能する」としている。

Hills はさらに、法と会計がどこで一致し、どこで異るかを、貸借対照表と損益計算書の個々の項目ごとに検討している。そして、Hills は「特定の法律の規定がない場合には、健全で、一般に認められた会計方法によって記帳してよい」とも述べている。

このような検討から、実質的な会計規定をもたない会社法会計において、GAAPが実質的にきわめて重要であることは理解できる。しかし、これまでの分析からは、法の論理との関係で、GAAPが会社法の会計規定としてどのような位置をしめるのかは必ずしも明らかではない。

(2) Hackney の見解

つぎに、Hackney の見解について考察しよう。

法と会計との関係について考察するにあたって、Hackney もまた、法と会計の目的の違いを確認することから始める。すなわち、法の会計は、合法的な配当金額の決定とか、課税所得の算定とか、公益事業の料金算定とか、私的契約において用いられる会計用語の解釈のような特定の目的を有するが、(GAAP)会計の目的は非法的な一般目的である。したがって、法が会計を指図することもないし、会計が法を指図することもない、という関係が出てくる。しかしそれならば、会計は、料金決定とか課税所得の決定といった特定の法的問題の解釈には役立たずに、「一般目的」の財務

¹¹ *Ibid.*, pp. 11–13.

¹² Ibid., p. 15.

¹³ Ibid., p. 22.

諸表の作成を支配する会計原則の確立にのみかかわるのかといえば、そう 14 いうことではない、という。つまり、異る目的は異る計算、異る利益の算 定要求をもつという、 ある意味では 両者の 基本的な違いを 確認したうえ で、なおかつ、法がどのように会計に依存するのか、あるいは依存せざる をえないのかを分析しようとしている。

会社法はさきに指摘したように、配当規定とそれにかかわる会計帳簿と 財務諸表の作成を義務づけるが、その記録・作成方法の内容については明 文化していない。したがって、配当規定の内容から、資本金、剰余金、利 益剰余金、純利益、純資産等が問題になり、会計とのかかわりが必然的に 生じてくる。その場合、資本金は会社法上定められる人為的概念であり、 会計はほとんど関係がないことから、問題は剰余金、利益剰余金、利益、 純財産価値 (net worth value) にかかわってくる。そして、それらの金 額の決定上、 内容的にとりわけ 問題になるのは 資産価額の 評価である。 「法と会計の関係についてのもっとも困難で、そしてまぎらわしい側面は、 16 資産評価の問題である | といわれるのである。

ところが "value" は多くの意味をもつ言葉であり、カメレオンのような 性質をもち、それは会社法目的なり、会計目的なりによって異る意味をも つという。そこで、Hackney はまず、GAAP 会計のもとでの評価原則を 考察し、さらにつづいて、会社法上の評価原則について考察し、両者の結 びつきについて論じている。

Hackney は、今世紀の20年代頃までは、会計も配当法もあらゆる 純財 産の増加を利益と考える財産法的な利益概念にたっていたが、その後会計

¹⁴ William P. Hackney, Accounting Principles in Corporation Law, Law and Contemporary Problems, The Duke University School of Law, Autumn, 1965, pp. 791-792.

¹⁵ Ibid., p. 800.

¹⁶ Ibid., p. 801.

¹⁷ Ibid., p. 802.

は、利益を純財産の増加としてではなく、収益と配分されたコストとの差 額と考える損益法的な立場をとるにいたったと理解している。つまり、30 年代頃より会計と配当法との利益概念には差異が生じ、会計は資産を未費 消原価と考え,財産価値とは必然的な関係をもたず,したがって,評価原 則としては「原価評価」であることを指摘している。 Hackney はそのこ とを、未費消原価としての資産、継続企業の公準、実現公準、貨幣公準、 原初価額への会計責任(スチュワードシップ)なる近代会計の基本的な公 準および概念にそくして検討したうえで、つぎのように結論づけている。

「基本的なそして一般に認められた 会計公準または 会計原則は、貸借対 照表上の資産評価が現在財産価値 (current worth value) を示そうとす るものではなしに、むしろ、基本的には未費消の歴史的原価からなる残留 数値を繰延べる問題であることを、必然化している。」したがって、会計に よる評価原則は経済的評価とは関係のない貸借対照表"価額"(value)を もたらすことを指摘し、そのような会計上の評価数値が、会社法の配当規 定上の資産評価数値として受け入れられらるのかどうかを検討している。

つまり、問題は、会社法は歴史的には"財産価値"(worth)評価の考え 方で はじまったが, 会計原則が利益志向に 変化するなかで, 会社法はな "財産価値"概念の意味での評価を会計原則に頼って行なう意図をも っているのかどうか,ということである。

Hackney はまず、一見したところでは、法が会計の変化にあわせてその アプローチを変えたとは思えないし、また、貸借対照表の財産価値の増大 としての利益概念から,費消した歴史的原価を超過する収益という近代会 計的利益概念に,意識的に変化させたことを示すものも,Hackney の論 文執筆当時までの州会社法や模範事業会社法のなかには,明確には存在し

¹⁸ *Ibid.*, p. 803.

¹⁹ Ibid., pp. 804-812.

²⁰ Ibid., p. 812.

21 ないことを指摘している。その一方でまた、模範事業会社法も州会社法も、 資産を最初に帳簿に計上するときの評価方法を詳細に規定する試みは、そ れまでなかったことをおさえている。要するに、会社法の利益概念が変化 したという証拠もないが、また一方では、資産を最初に帳簿に計上する基 準が原価なのか、適正価値なのかという基準も明らかではない、というわ けである。

それでは取得後の評価はどうか。Hackney はつぎのように述べている。「未実現価値の増加のゆえに、あるいは価格水準の変化のゆえに、法が棚卸資産価額の評価にかかわるときには、法は一般に認められた会計原則と一致するように思える。法は会計原則と同じように、利益認識に対する実現要件を厳格に主張してきた。同様に、法が減価償却を行うことを義務づけ、棚卸資産の評価について"GAAP"(棚卸資産を時価に引き下げると22いう要件)に従うとき、法は GAAP に一致することになろう。」つまり、会社法の評価は棚卸資産についても固定資産の減価償却についてもGAAPと一致している、ということの表明である。これらの領域について判例などを通してみるかぎり、法が実際にとっている評価は GAAPと一致する原価(原価一減価あるいは低価)である。それではその他の面についてはどうか。会計原則と一致するのか。それについてはこのように述べている。

「少くとも、利益(profit, 内容的には剰余金と思われる――引用者)または資本損傷なる用語で表現されている法による配当テストのもとで、配当に利用可能な財源の計算のためには、資産価値の増価は"実現"していなければならない、と一般に言われる。他方、多くの付帯意見や若干の判決は、"価値"が法的テストの適用にあたって考える

²¹ Ibid., p. 814.

²² Ibid., p. 818.

34 (34) 「同志社商学 第44巻 第1号 (1992年6月)

べき要素である場合には、ある種の現在財産価値 (current worthvalue) が受け入れられることを示している。」

つまり、評価替剰余金の配当可能性については否定しながらも、剰余金のなかには評価替剰余金も入りうるということである。それならば、法は資産再評価を義務づけているのかといえば、そうではなしに、再評価を許容している、ということのようである。したがって、会社法による評価原則は現実的には以下のようになるという論理を、Hackney は展開している。

「法が資産評価に対する会計のアプローチを 破棄するならば、 裁判所に とっての困難は大きい。 …… それはたんに会計士の賃借対照表に未実現増価をつけ加えるだけの問題ではない。」として、会社法が会計の評価原則から離れることが困難であることをいう。 たしかに、 事実上すべての会計の評価原則は、 法のいう現在財産価値とは無関係な帳簿価額(book value)に導くことになるし、また、会計上のある "資産(繰延資産のような)は実現可能価額をもたないものである。しかし一方で、「いかなる評価概念も"GAAP"のなかに見出される概念から、そう離れてはいないことを、現在財産価値に基礎をおこうとする配当法またはその他の法的評価ルールは、今日では認識しなければならない。」という。

つまり、会社法が現在財産価値にもとづく配当テストを規定しても、実際になされる評価の概念は GAAP の評価概念からそう離れてはいない。したがって、それから離れて配当法上の現在財産価値を算定するものだとすれば、たちまち、多くの困難な問題にぶつかってしまう、というのであ

²³ Ibid., p. 819.

²⁴ この点は伊藤教授によって、1927年オハイオー般会社法にそくして分析されている(伊藤邦雄「アメリカ株式会社制度の史的構造(→)」一ッ橋大学研究年報『商学研究』23号(1982年),128-135ページ。

²⁵ Hackney, op. cit., p. 819.

²⁶ Ibid., p. 819.

る。資産を再評価することにともなう費用の大きさと困難性から、法的なアプローチは反対されることになる。したがって、実際には、「法的ルールのもとでの配当財源の利用可能性についての問題は、もはや会社の弁護士に相談できる法的な問題ではなく、まさに、企業の判断か評価の専門家によって決定されるべき問題である。」としている。そして、Hackney はそのことを法的に可能とする根拠を、つぎのように、取締役の免責規定に求めている。

「多くの州の会社法は 模範事業会社法第43条と類似の 規定をもっている。すなわち、会社の取締役会は会社の役員または独立公会計士によって証明された財務諸表を信頼することができる、ということである。それらの制定法は近代的な "GAAP" に準拠する評価を行うことを意図していることを強く主張する。制定法には上にあげた評価についての疑問にどのように答えるべきかのガイダンスがないこともそれを裏づけている。評価の会計原則を廃棄することによって生ずる無数の潜在的問題が、会計原則を尊重する必要性を裁判所に感じさせるであるう。」

つまり、制定法に評価の規定がなく、かつ取締役は公認会計士の監査証 明のある財務諸表を信頼して行動する場合には、その責めを負わないとい

²⁷ Ibid., p. 821.

²⁸ Ibid., p. 821.

伊藤教授も「この免責規定は結局のところ資産評価についていえば、法は原価主義 (一部低価主義を含む)を予定ないし是認していることを意味するといってよい」といわれる(前掲稿,167ページ)。なお、模範事業会社法(1966年改正)の第43条(e)項はつぎのように規定している。

^{……}取締役が、その会社の社長または会計帳簿を担当する役員が正確であると主張した財務諸表、または独立の会計士もしくは公認会計士またはこの会計士の事務所が、その会社の財政状態を適正に反映していると証明した財務諸表を信頼して、善意で行動した場合には、その取締役は、本条(a)項、(b)項および(c)項に定める責任を負わない。(並木俊守『アメリカ会社法』259ページおよび297ページ。東洋経済新報社)

う規定がなされていることは、GAAP にもとづく会計評価を法が是認す ることを意図していることだというのである。したがって、ほとんどの州 法のもとでの 配当の 基本的財源である 法律上 の「利益剰余金」あるいは 「剰余金」(資本剰余金以外の) は会計原則による資産評価によって簋出さ れる、という主張に反論することは困難である、という。それゆえ、州会 社法目的の評価原則は,何か実際の現在財産価値(current worth-value) に類似するものを算定しようとしているのではなく、一般に認められた会 計原則にしたがって、きわめて正確に当期の利益を反映するために原価の 流れを示すことを意図している、と解釈されるべきである。」という結論 になる。このように、GAAP にもとづく会計が、実際には会社法目的の 31 会計として受け入れられる,ということである。

以上が、GAAP 会計が会社法会計たりうるという Hackney による論 理の展開である。会社法と GAAP 会計との目的の違いを確認し、また会 社法の配当規定における純資産価値の増加としての剰余金概念が、GAAP の利益概念と異ることを認識しながらも、会社法が計算規定を設けずに、 会計プロフェッションによって設定される GAAP を、実質上会社法の会 計ルールとして受け入れるというあり方は,まさにアメリカ会計制度のあ り方の特徴である。日本の商法が1974年の商法改正によって「公正なる会 計慣行」なる包括規定を設けたことはアメリカの会社法における GAAP への準拠と、一見するとその形態においては似ているように見えるが、両 者はまったく別のものである。アメリカの会社法が個別の会計規定を設け ずに、GAAP 会計にゆだねるのに対して、日本のあり方は商法が計算規 定を詳細に定め、さらに個別の規定のない部分については「公正なる会計

²⁹ Hackney, op. cit., p. 821,

³⁰ *Ibid.*, p. 823.

³¹ 伊藤教授は取締役の免責規定が「一般に認められた会計原則に準拠することを施 曲的ないし間接的に要求する効果をもつ」ことを指摘されている(前掲稿、167-168ページ)。

慣行上によるとすることを通じて、その「公正なる会計慣行」としての 『企業会計原則』を会社法の 考え方のもとに, あるいは そのコントロール 下に事実上おく(『企業会計原則』が商法の「公正なる会計慣行 | であるた めには、商法と異ることは許されず、商法と異る部分は変えられなければ ならない,とすることによって)のは,まさに法中心のあり方であって, アメリカのそれとは対照的である。「特に規定された制定法やその他の支 配的な法原則が存在する限られた領域をのぞいて,会計原則が配当や自己 株の購入に利用可能な財源やその他の法的問題を支配できる……」。また、 特に規定された制定法やその他の法的原則がある場合でも、「法そのもの は会計原則を指図しない。つまり、法と異る会計原則でも、法の側から改 正をせまられることはない。GAAPは会計のプロフェッショナル件にもと づいて権威と独自性をもち,特殊目的会計としての会社法会計のなかに, その位置をしめるところに、アメリカの GAAP の特徴的な姿がある。

このようにアメリカの GAAP は、伝統的に、会計プロフェッションに よって設定されながら、実質上、会社法上の会計ルールたりえたし、たり うるのであるが,それは制定法上は明文化されていなかった。実質的に存 在してきたその両者の関係を明文化したのが、1977年改正のカリフォルニ ア会社法である。

新しい配当規定と一般に認められた会計原則

1 カリフォルニア会社法の新配当規定と GAAP

配当規定の内容そのものを考察することが本稿の目的ではないが、会計 原則とのかかわりを考察するために、まず、1977年改正カリフォルニア会

³² Ibid., p. 821.

³³ *Ibid.*, p. 795.

38 (38) 同志社商学 第44巻 第1号 (1992年6月)

34 社法の配当規定の内容からみてゆこう。

(1) 資本維持原則を廃棄した配当規定

1977年法の配当規定を革新的とか革命的とか表現する人が多い。それはアメリカの会社法が伝統的にとってきた、いわゆる資本維持原則の立場、すなわち、法定資本金を債権者に対する信託基金とみて、その法定資本金を維持したうえで配当するという立場を、1977年法が廃棄したからである。なぜなら、法定資本金の維持は、一面では法定資本金が払込資本の一部であり、会社によって恣意的に決定できる金額にすぎないのであるから、その維持を規定しても債権者保護にとって有効ではないし、他面では、どのような場合でも(資本金が負債に比較して非常に大きく、債権者保護にとって問題がない場合でも),資本維持を求めることは不当に制限的であるからだという。そこで、1977年法は額面価額、法定(表示)資本金、剰余金、払迟剰余金、減資剰余金といった概念を法律上廃止し、法定資本金にもとづいて配当可能金額を決定する従来の方式も廃棄して、会計上の留保利益(retained earnings)という概念と財務比率にもとづく配当規定を採用した。

77年法は配当と自己株の購入を含めて「株主への分配」(分配を対価をともなわない株主への現金または財産の移転と定義・株式配当は分配に入ら

^{34 1977}年改正のカリフォルニア会社法について考察した文献は多い。そのいくつかをあげておこう。
Harold Marsh, Jr., Marsh's California Corporation Law, Law and Business Inc., 1981. Thomas C. Akerman & James K. Sterrett, II, California's New Approach to Dividends and Reacquisitions of Shares, UCLA Law Review, Vol. 23, No. 6 (August 1976).
リチャード W. ジェニングス 龍田節訳「カリフォルニア会社法の改正について」『国際商事法務』Vol. 5-139 (1978). 伊藤邦雄「アメリカ株式会社制度の史的構造(一)。 森川八洲男「制度会計論の基礎」(8, 9)、『会計』127巻1, 2号. 並木俊守「キャリフォルニア会社法の配当規制」『企業会計』第30巻第4号

⁽¹⁹⁷⁸年 4 月)。 35 Harold Marsh, Jr., Marsh's California Corporation Law, 1981, pp. 123-124.

- ず)として扱い,その分配の制限をつぎのように定めた。
 - ① 留保利益テスト 分配直前の会社の留保利益額は提案される分配額以上でなければなら ない。(第500条(a)項)
 - ② 資産・負債の比率テスト 分配の実施直後に,
 - (1) 会社の資産総額(のれん,資本化された研究開発費および繰延資 産をのぞく)が負債総額(繰延税金、繰延利益およびその他の繰延 貸方項目をのぞく)の少なくとも 1.25 倍に等しく,かつ
 - (2) 会社の流動資産が少なくとも流動負債に等しいか、あるいは前2 会計年度の税および支払利息の控除前の利益の平均が、その2会計 年度の支払利息の平均より少ない場合には、流動資産が少なくとも 流動負債の1.25 倍に等しいこと。(第 500 条(b)項)
 - ③ 支払不能テスト

分配をなす会社またはその子会社が、負債の支払期日が到来したとき に、それを支払うことができないと思われるか、または分配の結果、 支払えなくなるであろうと思われるときには、その会社またはその子 会社は株主への分配をおこなってはならない。(第501条)

このように、77年法はまず第500条(a)項で、分配を留保利益によるべき ことを規定する。しかし留保利益がない場合には、株主への分配ができな いことを意味するわけではない。留保利益がない場合でも、第500条(b)項 の資産・負債比率のテストをみたすならば分配は認められる。ただ第500 条(b)項の2つのテストは、いずれか一方をみたせばよいのではなく、両方 ともみたさなければならない。しかし、それにしても第500条(b)項は、分 配後に、資産総額が負債総額に対して1.25倍以上あり、かつ流動資産≧流 動負債であるならば、留保利益がなくても資本からの配当を認めるという

ものであり、資本維持原則の廃棄である。

第 501 条の支払不能テストは、第 500 条(b)項の比率テストとの関係からして、負債の支払期日に負債の支払に応じうる資産をもつか、または何らかの方法で資金を調達できなければならないことを要求する動的な衝平法上の支払不能テスト (equity insolvency test) である、といわれる。Ackerman & Sterrett はこのテストを分配についての根本的な制約であるとして、他のテストにさきがけて説明している。

このような内容をなす配当規定は、当然に会計原則にかかわってくる。 その会計原則とのかかわりが77年カリフォルニア会社法改正の大きな特徴 である。

(2) GAAP 包括規定の明文化

77年改正法は第 114 条において「本編において,会社の財務諸表,貸借対照表,損益計算書および財政状態変動表というときは,ならびに会社の資産,負債,利益,留保利益および類似の会計項目というときは,すべて,その時に適用しうる一般に認められた会計原則にしたがって作成され,決定された財務諸表または項目を意味する……」として,GAAP 準拠の包括規定を定めた。また,同じ第 114 条において,そこで財務諸表というのは,とくに明示しないかぎり,連結財務諸表を意味すると規定した。このことは若干の特別規定(第 500 条(b)項の資産から,のれんや資本化された研究開発費をのぞき,負債から繰延税金やその他の繰延項目をの

³⁶ *Ibid.*, pp. 148-149.

³⁷ Thomas C. Ackerman, Jr., and James K. Sterrett, II, California's New Approach to Dividends and Reaquisitions of Shares, UCLA Law Review, Vol 23, No. 6 (August 1976), p. 1057.

³⁸ 伊藤教授はカリフォルニア会社法のこのような配当規制を「従来の表示資本維持制度の二面的欠陥を克服する」ものとして高く評価しておられる(伊藤邦雄「資本維持の原則と配当可能財源の計算(3・完)」『産業経理』1981年5月号,75ページ)。

³⁹ 北沢正啓, 戸川成弘共訳『カリフォルニア会社法』商事法務研究会, 昭和63年, 10-11, 251-252ページ。

ぞくこと等)をのぞいて、会社法上の計算ルールを GAAP に全面委任することを明文化したものである。

Marsh は77年改正法がとった GAAP 全面委任の理由をつぎのように 説明している。

- ① APB や FASB といった権威ある会計専門家の団体が発行してき た何百というプロナウンスメントを全面的にやりなおすことを試みな いかぎり、制定法が種々の会計項目の処理を明確化することはできな い。そのことは不可能であるばかりでなく、馬鹿げている。
- ② 法律家が、会計原則の設定に正式にたずさわっている人たちよりも、その分野に関するすぐれた知識を持っているとは、とても言えない。
- ③ GAAP はつねに発展し、改善されると期待されるので、それらを 40制定法のなかに凍結するのは非生産的である。

法は一般に、法律家や裁判所ではなしに、会計士こそが会計の専門家で 41 あることを認めたがらなかったが、このような理由から GAAP への準拠 を明文化し、GAAP に法的効力を与えたといわれる。

もっとも,カリフォルニア会社法は旧法においても第3007条において, 年次報告書に含められる財務諸表は,その会社の業種にとっての健全な会 計慣行(sound accounting practices)によって承認される様式で作成さ れるべきことを規定していたし,また,裁判所も配当制限の解釈にあたっ て,GAAP が適用されるであろうことを仮定していたという。その意味 では,前項で考察したように,基本的には GAAP に依拠することが旧会 社法の配当利益の計算においても前提にされていたのである。ただ,第114 条において GAAP への準拠が明文化されたことは,旧法のもとでは存在

⁴⁰ Marsh, op. cit., p. 133.

⁴¹ Ibid., p. 132.

⁴² Ibid., pp. 98 and 135.

した「健全な会計慣行」についての法律家による評価の余地を排除して、 会社法における「会計の検討を 意識的に、 もっぱら 会計士の 手にゆだね 46 た」のであり、まさに、会社法による GAAP 会計の全面的承認である。

また、77年法が GAAP への準拠を規定し、第 500 条(b)項において GA AP と異る規定(資産または負債に含めない項目)を設けたことは、その適用にあたって取締役が会計士の判断を求める機会を増やすであろうし、また、第 501 条の衡平法の支払不能テストは将来の支払期日到来時の判断を要することであり、それにともなって取締役は専門的能力を有する独立会計士の財務データ・意見を信頼することができる(第 309 条(b)項)という規定から、これまで以上に独立監査人の役割を増大させ、会社法上の会計士の地位を強めることであろう。

以上の考察からして、1977年カリフォルニア会社法における GAAP 準拠の明文化は、会社法においてはじめて GAAP に法律上の効力を付与し47 たものであり、アメリカのプロフェッショナル 会計の あり方を おしすすめ、顕在化させたものといえる。

2. 模範事業会社法の新配当規定と GAAP

(1) 模範事業会社法の配当規定

模範事業会社法も1980年に大きく改正された。その改正の方向は77年カ

⁴³ 並木俊守「キャリフォルニア会社法の配当規制」『企業会計』第30巻第4号 (19 78年4月) 73ページ。

⁴⁴ Ackerman & Sterrett, op. cit., p. 1053.

⁴⁵ もっとも、第500条(b)項に規定される財務比率の計算などにみられる若干の GA AP への例外はあるが、それは法目的によるわずかな例外であり、GAAP 会計の全面的承認というカリフォルニア会社法の基本的方針に影響を与えるほどのものではない(Marsh, op. cit., p. 133.)

⁴⁶ Ackerman & Sterrett, *op. cit.*, pp. 1080 and 1092. 森川八洲男「制度会計論の基礎(9)」『会計』第127巻第2号 (1985年12月) 109ページ。

⁴⁷ 岸田雅雄 「米国における一般に認められた会計原則の法的効力 (下)」『商事法 務』No. 936, 32ページ。

リフォルニア会社法と基本的に同性質と考えられる。

模範事業会社法の財務規定の変更を提案した会社法部門委員会の1979年の報告書(以下,報告書と略称)は、改正の要点をつぎのようにまとめている。

(a) 表示資本金および額面価額の時代遅れの概念の削除,(b)「分配」を配当および自己株式の購入を含む広い概念として定義,(c)分配を規定する法的基準の再構成,(d)金庫株概念の削除,(e).....。

この改正の要点からだけでも、表示資本金・額面の廃止や分配の定義など、77年カリフォルニア法の改正ときわめて類似していることがうかがえる。さらに、肝心の分配規定の内容をみてみよう。

- ① 負債の支払期日到来時に、会社がその負債に対する支払能力をもつこと。 (第6・40条(c)—(1)項)
- ② 分配の実施後に,資産総額が負債総額プラス解散にもとづく優先株 請求権額以上であること。(第6・40条(c)-(2)項)

①は支払期日到来時に支払可能かどうかという衡平法上の支払不能テスト(equity insolvency test)であり、したがって、将来に関する判断をともなうものである。②は資産総額と負債総額との量的テストである。さきの報告書は、分配を許可するうえで、①の衡平法上の支払不能テストがも49っとも重要で、基本的なテストである、としている。

このように改正法は、それ以前の模範事業会社法がもっていた利益剰余金テストを廃し、量的基準としては資産総額≥負債総額のみとしたのであるから、会社は負債の支払期日到来時において返済が可能であると判断すれば、資本をすべて分配できることになり、アメリカの州会社法が伝統的

⁴⁸ Changes in the Model Business Corporation Act—Amendments to Financial Provisions: A Report of Committee on Corporation Law, *The Business Lawyer*, Vol. 34, July 1979, p. 1867.

⁴⁹ Ibid., p. 1881.

44 (44) 同志社商学 第44巻 第1号 (1992年6月)

にもっていた資本維持の原則を、77年改正のカリフォルニア会社法につづ50 いて廃棄したことになる。それだけに、将来の支払能力についての判断と、分配実施後の資産・負債金額の測定がきわめて重要になる。

(2) 模範事業会社法と GAAP

80年改正の模範事業会社法は第 $6 \cdot 40$ 条(d)項において、つぎのように定めている。

取締役は、分配が(c)項によって禁止されない旨の決定を、その状況に おいて合理的である会計慣行および会計原則にもとづいて作成された財 務諸表、または、公正な評価もしくはその状況において合理的なその他 の方法の、いずれかによって行なうことができる。

このように、第6・40条(d)項は(c)項の分配規定にかかわる計算方法を

- (i) 合理的な会計慣行または会計原則 もしくは
- (ii) 公正な評価(fair valuation) またはその他の合理的な方法に求めているのである。

したがって,2つの基準のいずれを用いることも認められ,その選択が取締役会の判断に残されているという。そして一方では,この第 $6\cdot40$ 条に専門的な会計用語や会計概念を組み入れなかったのは,主として,それらの用語や概念が FASB,AICPA,SEC その他によってつねに検討され,改正されるがゆえに,それらの決定にかかわる会計問題をも含めて,取締役会の判断にゆだねたからだという。それでは上記の(i),(ii)の2つの基準は何を意味するのか。

まず、(i)はたしかに、合理的な会計慣行または会計原則の使用を義務づ

⁵⁰ 並木俊守「アメリカ模範会社法の改正」『企業会計』第37巻第1号 (1985年1月) 186ページ。

⁵¹ A Report of Committee on Corporation Law, op. cit., p. 1883.

⁵² Ibid., p. 1883.

けたのであり、 制定法に よって GAAP の 使用を 義務づけたものではな い。 それは、 企業がおかれている 状況が多様であり(企業の規模、 タイ プ, 目的など)、GAAP の適用がもっとも合理的であるとは言えない場合 があることを配慮したからである。「このことは、法律が一般に認められ た会計原則の使用とそれへの依存を拒否することを意図したということで はない。その逆であって、GAAP の使用がほとんどの場合において原則 53 になるであろうことを法は期待している | のだという。

このことは86年の報告書において、つぎのようにやゝ表現をかえて、よ り積極的に説明されている。すなわち、

取締役会は「第6・40条(c)ー(2)項の貸借対照表テストをみたしているか 否かの決定にあたって、一般に認められた会計原則にもとづいて作成され た当期の財務諸表に合理的に依拠する権利を、あらゆる状況において与え られるべきである。しかし第6・40条は一般に認められた会計原則の使用 を強制していない」と。つまり、GAAP は合理的な会計原則ではあるが、 合理的な会計慣行および会計原則は GAAP に限定されない,ということ である。

つぎに、第6・40条は、(ii)の「公正な評価またはその他の合理的な方 法」によることも認めている。このことは、「配当に利用可能な資金の決定 のために、法が歴史的原価会計からの離脱と評価法 (appraisal methods) 55 の利用を明らかに認めた | ことを意味する。しかしそれは,例えば即時売 却清算価値の使用が通常の分配可能財源の決定のためではなく, 清算過程 にある企業にとっては妥当かもしれない、という意味であるという。

⁵³ *Ibid.*, p. 1884.

⁵⁴ The Committee on Corporate Law, Changes in the Model Business Corporation Act-Amendments Pertaining to Distributions, The Business Lawyer. Vol. 42, November 1986, p. 264.

⁵⁵ A Report of Committee on Corporation Law, op. cit., p. 1885.

⁵⁶ Ibid., p. 1885.

46 (46) 同志社商学 第44巻 第1号 (1992年6月)

第6・40条はこれらの(i)と(ii)の基準の選択についての判断,およびそれらの基準ないし方法の適用にあたってキーとなる「合理性」(reasonableness)の判断を取締役会に課している。そして,取締役はその判断をなすにあたって,第8・30条にもとづいて,会社の役員あるいは専門家としての独立公会計士(public accountant)の作成した財務諸表および資料・意見等を信頼することができる。

第8・30条の規定からすれば、取締役は自己の判断をなすにあたって、その会社の有能であると考えられる役員または従業員の提出する財務データや意見にたよることも可能である。しかし実際にはそれはほとんどありえないようである。79年の報告書が「もし、会社の財務諸表が一般に認められた会計原則にしたがって提示されているのでないならば、取締役会は、資産総額と負債総額の適正さを決定するために、資産が適正に表示されていないかもしれない程度、あるいは負債が過少に表示されているかもしれない程度を、通常注意深く考察すべきである。」というように、取締役自身で、合理性についての自己の判断の正当性を証明しなければならないことになるからである。それは実際には不可能であるから、取締役は専門家としての会計士の財務諸表および意見に頼ることになる。したがって、第6・40条にかかわって選択される基準は、例外的な場合をのぞいて GAAPになる、といえる。

たしかに、1980年改正の模範事業会社法は、法文の規定上は GAAP に 60 対して法的効力を与えたわけではない、といえようが、しかし、内容的に

⁵⁷ Ibid., pp. 1883 and 1885.

⁵⁸ Ibid., p. 1884.

⁵⁹ 模範事業会社法では、この会計基準の選択とともに、衡平法上の支払不能テストがもっとも重視されることにもかかわって、取締役の判断が77年改正のカリフォルニア会社法以上に強調されており、したがって会計士の役割がいっそう重要になる。

⁶⁰ 岸田雅雄, 前掲稿, 32ページ。

は「合理的な会計慣行および会計原則」とは GAAP を意味するものである。77年改正のカリフォルニア会社法と同様に、プロフェッショナル会計の会社法上の計算規定への進展と顕在化を示すものであるといえる。

おわりに

アメリカの会計原則は伝統的に、会計プロフェッションによって、一般目的の会計原則として設定されてきた。会計原則は法として制定されるのではなしに、職業会計人を中心とする私的セクターによって設定され、したがって、その適用可能性は、設定する会計プロフェッションの専門家集団としての権威と、設定された会計原則自体の専門性にもとづく権威に依拠するという制度的あり方をとるがゆえに、その承認可能性をめぐって何度か動揺を繰返したが、その都度、設定機関をAIAからAPBへ、APBから FASB に変更するなどの機構的整備をはかり、GAAPの設定権限を私的セクターの手にとどめてきた。比較的近年では、Metcalf 委員会やMoss 委員会といった議会からの GAAP 設定方式に対する批判は、私的セクターによる GAAP 設定方式をゆるがすものであったが、それらの批判も含めて、結果としては会計プロフェッションによる GAAP 設定を再確認することになった。

GAAP は一般目的の会計原則として設定され、基本的には、設定集団と設定された GAAP 自体のプロフェッショナル性にもとづいてその承認可能性を主張する制度的あり方をとるものであるが、アメリカではプロフェッショナル性の合意獲得能力が高く、GAAP が特殊目的会計のなかに受け入れられている。会社法はその典型である。会社法は会計にかんする規定を、ほとんど、あるいはまったく行なうことなく、会計の側に委任してきた。また、わずかに設けられている会社法による計算規定が GAAP

と異るとしても、会社法は GAAP を指図しない。つまり、一般目的会計としての帳簿会計を会社法の規定に従うようには指図しないし、いわんや法の規定と異る GAAP の変更が求められるようなことはない。GAAP 会計はそのプロフェッショナル性によって、会社法のなかに受け入れられるのである。これはプロフェッショナル会計の典型である。

アメリカの会社法は、Hackney の分析から明らかなように、会計についてはほとんど、あるいはまったく規定することなしに、実質上 GAAP にゆだねるというあり方を、伝統的にとってきた。会社法は明文規定を設けることなく、配当計算を通じて、GAAP を実質上、法の計算規定の内容として受け入れてきたのである。

1977年改正のカリフォルニア会社法は伝統的にとられてきたプロフェッショナル会計のあり方を制定法上明文化し、GAAP に法的効力を与えたのである。模範事業会社法もまた、「合理的な会計慣行および会計原則」という内容的に「GAAP への準拠」に準ずる規定を設けることによって、プロフェッショナル会計を顕在化させたのである。会社法上の計算規定をほぼ全面的に GAAP にゆだねるあり方の顕在化である。

このようなあり方はカナダの GAAP と会社法との関係についても見られるところである。すなわち、カナダにおいても、カナダ勅許会計士協会が設定する GAAP (具体的には CICA 会計勧告)が、1975年のカナダ連邦会社法の改正によって、正式に会社法上の地位を与えられたという。

このようなアメリカやカナダのあり方は、わが国のあり方と比較すると著るしく対照的である。1962(S. 37)年,1974(S. 49)年の商法改正で、会計の考え方が受け入れられ、商法の計算規定が整備された(S. 37年改正

⁶¹ 伊藤邦雄「会社法配当計算規定の新潮流」『産業経理』第42巻第4号(1982年4月), 23ページ。

⁶² 政岡光宏「カナダ会計基準の設定主体と設定のプロセス」『JICPA ジャーナル』 No. 439 (1992年 2 月)。

での相当の償却,のれん,引当金規定の設定など,および S. 49年改正での公正な会計慣行の規定の設定)ことは,一面では会計の考え方が尊重されたことになるが,他面では,「企業会計原則」の独自性が否定され,「企業会計原則」が商法の計算規定にならって修正されざるをえなくなるということは,法中心のあり方と,その強さを示すものである。つまり,わが国の場合は,商法改正の過程で,法の権威によって規定するあり方の傾向が強められたのである。

アメリカの GAAP が、プロフェッショナル性を権威の根源として実務への適用可能性をもち、法の外にあって法を補完するのに対して、日本の「企業会計原則」は法のなかにとり入れられ、法の 権威によって 実務的意味をもつのであり、著るしく対照的なあり方である。

しかし、それは形態の違いであって、機能の違いを示すものではない。会社法も会計も、この局面でいえば、ともに配当という経済現象への社会的合意を獲得する制度である。アメリカの GAAP は会社法の外にあって、会計のプロフェッショナル性によって、会社法とともに配当現象の成立を合理化するのに対して、日本の会計原則は商法のなかに入って、商法を中から補完することによって、配当現象の成立を合理化するものである。いずれのあり方も配当現象への社会的合意の獲得という機能面では同じである。異るのは合意獲得方式の形態であると考えられる。